

令和二年十二月二十一日付け広島県報（定期）第九十九号に登載の広島県告示第千二百十三号（漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調書の縦覧）の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行		
五	後ろから一〇	呉市蒲刈町向三〇八六	呉市蒲刈町向三〇八六一
七	前から二〇	尾道市瀬戸田町萩一〇〇	尾道市瀬戸田町萩一〇〇